**平成２３年（フ）第３９１号**
長崎県長崎市麹屋町１番４号　中島川マンション201
債務者　川良　真理
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２９号**
佐賀市多布施３丁目14番47号
債務者　田中　政隆
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永尾　竹則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４１５号**
宮崎市清武町加納甲3004番地91
債務者　近藤由美子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　尚典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第３１３６号**
札幌市白石区東札幌２条４丁目４番25号　エラン東札幌102号、住民票上の住所札幌市厚別区もみじ台西５丁目１番11号
債務者　杉本　忠夫
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第４３４号**
函館市富岡町１丁目35番14号
債務者　白木　真里（旧名雅士）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第４３５号**
北海道二海郡八雲町東雲町51番地53
債務者　葛西　数長（旧姓杉元）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第４３６号**
北海道二海郡八雲町東雲町51番地53
債務者　葛西　清美
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第１１３０号**
埼玉県朝霞市根岸台２丁目11番29号　ヴィラ・根岸台301、申立時の住所埼玉県朝霞市溝沼４丁目１番46号　ラ・フィナート205
債務者　濱端　友美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２４８号**
埼玉県上尾市浅間台３丁目18番地３　沖友マンション２―302、旧住所埼玉県上尾市大字平方2382番地
債務者　堀江貴久子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１５９３号**
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番22―102号　駅前プラザ
債務者　櫻井　正弥
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６０８号**
埼玉県蕨市塚越６丁目15番８号　グランフォルムＴ103号
債務者　須藤　広之
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６２３号**
埼玉県川口市東川口６丁目12番22号　フェザンツアイ205号
債務者　野澤　直子（旧姓小峰）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６４０号**
埼玉県和光市下新倉５―12―20―105、住民票上の住所東京都練馬区三原台２丁目19番９―302号
債務者　島　　雪子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６４１号**
埼玉県和光市下新倉５―12―20―105、住民票上の住所東京都練馬区三原台２丁目19番９―302号
債務者　島　与志之
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７１９号**
埼玉県鴻巣市宮地４丁目11番14号
債務者　江森　正晴
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７３１号**
埼玉県川口市上青木１丁目18番１―1110号　フォルスコート川口上青木
債務者　南雲　大祐
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係